

議員提出議案第6号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年6月7日

提出者	杉並区議会議員	小松	久子
	同	奥山	たえこ
	同	そね	文子
	同	すぐろ	奈緒
	同	市橋	綾子

杉並区議会議長 井口 かづ子 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「委員長 月額 645,700円  
副委員長 月額 618,800円」を  
「常任委員会委員長 月額 645,700円  
常任委員会副委員長 月額 618,800円  
議会運営委員会委員長 月額 645,700円  
議会運営委員会副委員長 月額 618,800円  
特別委員会委員長 月額 645,700円  
特別委員会副委員長 月額 618,800円」  
に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成24年7月1日から平成25年5月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「特別委員会委員長 月額 645,700円」とあるのは「特別委員会委員長 月額 621,750円」と、「特別委員会副委員長 月額 618,800円」とあるのは「特別委員会副委員長 月額 608,300円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区議会議員の議員報酬の額を改定する必要がある。

## 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～3 略	1～3 略
<u>4 平成24年7月1日から平成25年5月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「特別委員会委員長 月額 645,700円」とあるのは「特別委員会委員長 月額 621,750円」と、「特別委員会副委員長 月額 618,800円」とあるのは「特別委員会副委員長 月額 608,300円」とする。</u>	